

番 号	27請願第7号 (文教委員会付託)
受理年月日	平成27年12月15日
件 名	三鷹市生涯学習プラン2022第1次改定素案に対する請願について
提 出 者	三鷹市在住 佐藤 壽
紹介議員	嶋崎 英治
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>「新川防災公園・多機能複合施設」への移管に伴って、48年の歴史を持つ社会教育会館「市民大学総合コース」及び自主講座等は、応募人員が募集人員の2倍近くに達しており、市民による企画委員会制度が立案する150こまにわたるカリキュラムの内容も好評であり隆盛をきわめている。なぜ、「三鷹市生涯学習プラン2022第1次改定素案（以下、「素案）」において、「社会教育会館」を廃止し、「生涯学習センター」に変更するのか。総合コースの内容は継承と言っているが、管理運営において民営化、市場化を目的とする「指定管理者」制度を導入すれば、内容の継承など不可能になる。なぜ「直営」ではだめなのか説明は何もない。隣接する市町村は、大枠で生涯学習制度を取り入れても公民館条例をいずれも存続させている。指定管理者が憲法第26条の学習権、教育権、教育基本法、そして社会教育法の理念をどう継承するのか。市民は「三鷹社会教育会館（公民館）条例」の存続を要求したが、三鷹市はそれを拒否した。</p> <p>公民館運動を支えている社会教育法第12条は「国及び地方公共団体は、社会教育団体に対しいかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない。」としている。また、社会教育法第3条では「国及び、地方公共団体の任務として、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの実際生活に即する文化的教養をつくる環境を醸成するようつとめなければならない。」とある。以上から三鷹市が、社会教育会館を廃止し生涯学習センターへの名称変更することは職務として認められない。平成12年度に、市長は、文化、スポーツ、健康福祉、環境、消費生活、まちづくり、三鷹市で行われるあらゆる事業を「生涯学習」の視点から体系化したものを目指すと述べている。今回の「素案」でも「生涯学</p>	

習推進体制の充実そして市内推進の強化」がまとめられている（「素案」P61）。社会教育会館も図書館とスポーツ振興課がともに「教育委員会」のもとにおさめられている。これをベースに検討すればよいのであって、問題は社会教育会館の廃止ではない。

今回の「素案」では、生涯学習課を教育センターから、市長部局に移管することがもくろまれているが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条（職務権限の特例）において、地方自治体の長（市長）が、次の各号の教育に関する事務を管理し執行できる。「一、スポーツに関すること（学校体育を除く）二、文化に関すること（文化財保護を除く）」とされている。したがって、市長部局の移管はスポーツと文化に限られ、社会科学系や自然科学系等の社会教育に関しては、市長部局では関与できません。

また、同法第21条（教育委員会の職務権限）では1から19号までの職務権限を決めている。12号では、「青少年の教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること」が職務権限とされている。スポーツ、文化と違って公民館及び社会教育は、教育委員会にあり、市長部局ではないことは明確です。特に公民館は教育機関として（第30条）として、学校図書館同等に位置づけられています。すなわち、「素案」が述べる公民館を廃止し「生涯学習センター」として指定管理者を置いて継承することは、認められるものではありません。

したがって、市議会においては、「素案」について以下について、市に要望してください。

- 1 社会教育にかかわる「三鷹市社会教育会館条例」を現状のまま存続してください。
- 2 社会教育会館の事業を「教育委員会」のもと教育機関である「社会教育会館（公民館）」の所管としてください。